

郵政三事業民営化の必要性について

慶應義塾大学 / 日本経済研究センター

深尾光洋

国民には郵政事業のパフォーマンスは民間に比較しても取り立てて悪いという認識がない。しかし郵貯・簡保の健全性維持の背景には、巨額の「見えない補助金」がある。法人税の非課税(自己資本が蓄積されると利益の5割の国庫納付金が課される)、事業税、印紙税の免除、固定資産税の半額免除、郵貯の預金保険料の免除、簡保から保険契約者保護機構への拠出の免除、などである。以上の租税等の減免額を合計すると、年間7000億円近い租税等の軽減がある。これにより、郵政公社は民間よりも高い利回りの金融商品の提供が可能となっている。

しかも郵貯と簡保は国営の金融機関として、民間金融機関よりも保護水準が手厚い。例えば、簡保の全額政府保証に比較して、保険契約者保護機構の保護水準は責任準備金(貯蓄相当額)の90%だけを保護するのみであり、将来の利子収入は大幅にカットされ、破綻生保の契約を早期解約すると貯蓄相当額も最大2割カットされる

財政投融资の変質も、郵便貯金、簡保を政府が運営する必要性を低下させた。規制預金金利の下では、郵貯や簡保は市場金利より低利で資金した資金を転貸することで実質的な補助金を与えることが可能であった。しかし1990年代前半に預金金利が全面的に自由化され財政支出がないと低利融資が不可能になった。

官営の郵政事業と民間金融機関や運送業者との競争条件を均等化するために、最低限、次のような配慮が必要である。上記の「見えない補助金」の撤廃、事業のリスクを吸収するのに十分な自己資本の保有と株主資本コストの負担、国ではなく株主による事業リスクの負担、株主による経営陣の選出、監督当局の一元化と郵政公社に対する規制上の優遇措置の撤廃である。

さらに競争上の問題点も懸念される。特に郵貯は小口決済を実質的に独占できる実力がある。民営化を行う場合には、郵貯・簡保事業の株式売却による分離までの期間を2-4年程度に短縮し、郵貯・簡保を最大手の民間金融機関の規模以下に分割するのが望ましい。

2003年に行われた日本郵政公社への改組では、民間企業との競争条件の平準化がある程度行われたが、郵政公社は依然として政府から特典を受けている。郵政事業民営化による民間企業との競争条件の統一が急務である。

【参考文献】深尾光洋、「郵政3事業の民営化」、八代尚宏編、『「官製市場」改革』、日本経済新聞社、2005年